

## あかみ・悠花・いずみあやの関わり方についての協定書

あかみ(以下「以下甲」と)、悠花・いずみあや(以下「乙」)は、今後の双方の関わり方について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

### 第1条

この協定は、双方が今後関わりを持たず、穏やかに活動できるよう、必要な事項を定めるものとする。

(信義則)

### 第2条

甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、誠実に本協定を遵守する。

(悠花・いずみあやの責務)

### 第3条

- 1 乙は、何かの根拠無く、ネット上や第三者との会話上で甲を批判するような話題を出さない。
- 2 乙は、悠花の名を挙げて甲を攻撃する第三者を認めず、発見した場合は止めるよう注意をする。

(あかみの責務)

### 第4条

甲は、乙への誹謗中傷を止め、名前を出すことを含め、今後一切関わらないこととする。ただし、誰もが認めることができる物的証拠がある場合はその限りではない。

(改善勧告)

### 第5条

- 1 「乙が甲の活動を妨害する行為を行なった」と甲が認識した場合、また、「甲が根拠なく乙の誹謗中傷を行なった」と乙が認識した場合、甲・乙は両者共通の知り合いである第三者(以下、丙とする)に、メール等公でない場所で相談することができる。
- 2 相談を受けた丙は平等な立ち位置で本人たちに事実を確認し、それを甲・乙に報告する事とする。
- 3 甲・乙が丙に事実確認を受けた際、行動原因に何らかの根拠や証拠がある場合にはやむをえない場合を除きそれらを丙に提示する。
- 4 丙は事実確認後の自身の判断により、甲・乙に行動や認識の改善を勧告することができる。

(当協定書の期間)

第6条

当協定書は、有効期限を設けないこととする。

(協議)

第7条

この基本協定に関し疑義が生じたとき又はこの基本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年(2013年)4月29日

甲 あかみ

(代: ちくちく)

(サークル名: Harmonie Chromatique )

乙

悠花

(サークル名: ロ-タスルトオーケストラ )

いずみ あや

(サークル名: THURA\*POP )